

ガス事業法施行規則

昭和45年10月 9日通商産業省令第97号

改正：令和 2年 4月10日経済産業省令第37号（火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	
<p><b>第八章 雑則</b> <b>(消費機器に関する周知)</b></p> <p><b>第百九十七条</b> 法第百五十九条第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な周知事項は、次のとおりとする。</p> <p>イ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項</p> <p>ロ 消費機器の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項</p> <p>ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項</p> <p>ニ ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者のとるべき緊急の措置及びガス小売事業者又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者に対する連絡に関する事項</p> <p>ホ 次号の表の上欄(1)に掲げるガス瞬間湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に関し必要があるとして経済産業大臣が定める事項</p> <p>ヘ 次号の表の上欄(4)に掲げるガスふろがまに係る排気筒の点検に関する事項</p> <p>ト ガス漏れ警報設備の点検に関する事項</p> <p>チ 消防機関に対する連絡に関する事項</p> <p>リ イからチまでに掲げるもののほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し</p>	<p><b>第八章 雑則</b> <b>(消費機器に関する周知)</b></p> <p><b>第百九十七条</b> 法第百五十九条第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な周知事項は、次のとおりとする。</p> <p>イ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項</p> <p>ロ 消費機器の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項</p> <p>ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項</p> <p>ニ ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者のとるべき緊急の措置及びガス小売事業者又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者に対する連絡に関する事項</p> <p>ホ 次号の表の上欄(1)に掲げるガス瞬間湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に関し必要があるとして経済産業大臣が定める事項</p> <p>ヘ 次号の表の上欄(4)に掲げるガスふろがまに係る排気筒の点検に関する事項</p> <p>ト ガス漏れ警報設備の点検に関する事項</p> <p>チ 消防機関に対する連絡に関する事項</p> <p>リ イからチまでに掲げるもののほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し</p>

<p>必要な事項</p> <p>二 ガス小売事業者（法第百五十九条第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。）は、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、<b>次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。</b></p> <p>イ その供給するガスの使用者に対し、ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び二年に一回（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物にあつては、一年に一回）以上前号イからニまで及びリの事項を記載した書面を配布する。</p> <p>ロ その供給するガスの使用者であつて次の表の上欄に掲げる消費機器を使用するものに対し、同表の中欄に掲げる頻度で、消費機器の種類ごとに同表の下欄の事項を記載した書面を配布する。</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p> <p>ハ 建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置されている消費機器については、当該消費機器の周囲の見やすい場所に四年に一回以上前号ニ、ト及びチの事項を記載した表示を付す。ただし、当該表示を付すことにつき、当該消費機器の使用者の承諾を得ることができないとき又は既に当該表示が付されているときは、この限りでない。</p> <p>三 次のイからハまでに掲げる周知を、前回の周知の日から当該イからハまでに定める期間を経過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該周知を行つたものとみなす。</p>	<p>必要な事項</p> <p>二 ガス小売事業者（法第百五十九条第一項に規定するガス小売事業者をいう。以下この条から第二百条までにおいて同じ。）は、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、<b>次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。ただし、経済産業大臣（周知に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の所管区域内のみである場合は、当該消費機器を設置する場所を所管する産業保安監督部長。）の承認を受けた場合は、この限りではない。</b></p> <p>イ その供給するガスの使用者に対し、ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び二年に一回（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物にあつては、一年に一回）以上前号イからニまで及びリの事項を記載した書面を配布する。</p> <p>ロ その供給するガスの使用者であつて次の表の上欄に掲げる消費機器を使用するものに対し、同表の中欄に掲げる頻度で、消費機器の種類ごとに同表の下欄の事項を記載した書面を配布する。</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p> <p>ハ 建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置されている消費機器については、当該消費機器の周囲の見やすい場所に四年に一回以上前号ニ、ト及びチの事項を記載した表示を付す。ただし、当該表示を付すことにつき、当該消費機器の使用者の承諾を得ることができないとき又は既に当該表示が付されているときは、この限りでない。</p> <p>三 次のイからハまでに掲げる周知を、前回</p>
---	---

<p>イ 前号イ（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分を除く。）又はロ（当該ロの表の上欄(5)に掲げる消費機器に係る部分に限る。）に規定する周知 二年</p> <p>ロ 前号イ（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分に限る。）又はロ（当該ロの表の上欄(1)から(4)まで及び(6)に掲げる消費機器に係る部分に限る。）に規定する周知 一年</p> <p>ハ 前号ハに規定する周知 四年</p> <p>四 ガス小売事業者は、第二号に規定する方法によるほか、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布若しくは巡回訪問その他のガスの使用に伴う危険の発生を防止するための適切な方法により、その供給するガスの使用者に第一号の事項を周知させ、ガスの使用に伴う危険の発生を防止に努めなければならない。</p> <p>五 ガス小売事業者は、毎年度経過後三十日以内に、第二号及び前号の規定により、その年度に行つた周知に関する状況について様式第八十七の周知状況の届出書を消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者に対する周知を要しない。ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行っている場合であつて、至近の二年における当該小売供給が連続して正当な理由なく次の各号のいずれかに該当しなかつたときは、この限りでない。</p> <p>一 一年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メ</p>	<p>の周知の日から当該イからハまでに定める期間を経過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該周知を行つたものとみなす。</p> <p>イ 前号イ（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分を除く。）又はロ（当該ロの表の上欄(5)に掲げる消費機器に係る部分に限る。）に規定する周知 二年</p> <p>ロ 前号イ（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分に限る。）又はロ（当該ロの表の上欄(1)から(4)まで及び(6)に掲げる消費機器に係る部分に限る。）に規定する周知 一年</p> <p>ハ 前号ハに規定する周知 四年</p> <p>四 ガス小売事業者は、第二号に規定する方法によるほか、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布若しくは巡回訪問その他のガスの使用に伴う危険の発生を防止するための適切な方法により、その供給するガスの使用者に第一号の事項を周知させ、ガスの使用に伴う危険の発生を防止に努めなければならない。</p> <p>五 ガス小売事業者は、毎年度経過後三十日以内に、第二号及び前号の規定により、その年度に行つた周知に関する状況について様式第八十七の周知状況の届出書を消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者に対する周知を要しない。ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行っている場合であつて、至近の二年</p>
--	--

<p>ートル以上供給するものに相当する量であること。</p> <p>二 年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で十万立方メートル以上五十万立方メートル未満供給するものに相当する量であつて、供給先が建物区分のうち工業用建物であること。</p> <p>3 前項本文の規定により周知させなかつたガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十八により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。</p>	<p>度における当該小売供給が連続して正当な理由なく次の各号のいずれかに該当しなかつたときは、この限りでない。</p> <p>一 年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル以上供給するものに相当する量であること。</p> <p>二 年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で十万立方メートル以上五十万立方メートル未満供給するものに相当する量であつて、供給先が建物区分のうち工業用建物であること。</p> <p>3 前項本文の規定により周知させなかつたガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十八により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。</p>
---	--

**-本則-**

施行日：令和 2年 4月10日

<p><b>(消費機器に関する調査)</b></p> <p><b>第二百条</b> 法第一百五十九条第二項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費機器の種類ごとに、同表の中欄に掲げる頻度で、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うこと。ただし、<b>経済産業大臣</b>の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>二 前号の表の上欄イ又はロに掲げる消費機器の種類に係る調査を、前回の調査の日から四年を経過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該調査を行つたものとみなす。</p> <p>三 第一号に規定する調査の結果、法第百五</p>	<p><b>(消費機器に関する調査)</b></p> <p><b>第二百条</b> 法第一百五十九条第二項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費機器の種類ごとに、同表の中欄に掲げる頻度で、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うこと。ただし、<b>経済産業大臣（調査に係る消費機器の設置の場所が一の産業保安監督部の所管区域内のみにある場合は、当該消費機器を設置する場所を所管する産業保安監督部長。第四号において同じ。）</b>の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>二 前号の表の上欄イ又はロに掲げる消費機器の種類に係る調査を、前回の調査の日から四年を経過した日（以下この号において</p>
--	---

十九条第三項の通知をしたときは、その通知に係る消費機器については、次のイ及びロに掲げる措置を行わなければならない。

イ 毎年度一回以上、当該消費機器の技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること。ただし、その所有者又は占有者が技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置をとつた場合は、この限りでない。

ロ その通知の日から一月を経過した日以後五月以内に、再び当該通知に係る事項について第一号に規定する調査を行うこと。ただし、直近の当該調査がこのロの規定によるものである場合は、この限りでない。

四 経済産業大臣が消費機器を使用する者の生命又は身体について当該消費機器の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第一号及び前号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。

五 調査を行う者（以下「調査員」という。）は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示すること。

2 前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が第九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者が所有し、又は占有する消費機器に対する調査を要しない。ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行っている場合であつて、至近の二年度における当該小売供給が連続して正当な理由なく同項各号のいずれかに該当しなかつたときは、当該小売供給に係るガスの使用者が所有し、又は占有する消費機器に対する調査を要しない。

「基準日」という。）前四月以内の期間に行つた場合にあつては、基準日において当該調査を行つたものとみなす。

三 第一号に規定する調査の結果、法第五十九条第三項の通知をしたときは、その通知に係る消費機器については、次のイ及びロに掲げる措置を行わなければならない。

イ 毎年度一回以上、当該消費機器の技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること。ただし、その所有者又は占有者が技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置をとつた場合は、この限りでない。

ロ その通知の日から一月を経過した日以後五月以内に、再び当該通知に係る事項について第一号に規定する調査を行うこと。ただし、直近の当該調査がこのロの規定によるものである場合は、この限りでない。

四 経済産業大臣が消費機器を使用する者の生命又は身体について当該消費機器の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第一号及び前号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。

五 調査を行う者（以下「調査員」という。）は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示すること。

2 前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が第九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者が所有し、又は占有する消費機器に対する調査を要しない。た

<p>つたときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により調査を行わなかつたガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十九により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。</p>	<p>だし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行っている場合であつて、至近の二年度における当該小売供給が連続して正当な理由なく同項各号のいずれかに該当しなかつたときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により調査を行わなかつたガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第八十九により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・四・一〇経産令三七）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>この省令は、公布の日から施行する。</p>

\*\*\*\*\*